

抽 出 事 案 説 明 書

部局名 県土整備部

担当課（事務所）名 新環状道路建設事務所

入札方式	一般競争入札（総合評価落札方式）（事後審査）
工事名	（主）葦崎南アルプス中央線道路照明更新工事（余フ）
契約番号	新環状建設-25-0031
工事概要	道路照明灯更新工（ＬＥＤ化） N＝36基 予定価格 33,440,000円（消費税含む）
入札参加資格	○本店所在地・・・県内 ○競争入札参加資格・・・電気工事業 A又はB ○企業の施工実績・・・1千万円以上の道路の電気工事 ただし、元請として請負い平成22年4月1日から入札参加資格締切日までに完成している工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 ○配置予定技術者の資格・・・なし
入札参加資格設定の経緯及び理由	・ 予定価格が3,000万円以上5,000万円未満であることから、予定価格と工事難易度より、「総合評価落札方式特別簡易型（I）（事後審査）」での一般競争入札とした。 ・ 本店所在地は、予定価格が1,000万円以上であることから県内全域とし、参加資格を電気工事業A又はBとした。 ・ 企業の施工実績は、予定価格の5割程度である請負金額1,000万円以上の道路の電気工事とした。
入札参加業者数	応札可能業者 71者 参加業者 4者、応札業者 4者

参加資格によって無資格とされた業者がいた場合の無資格理由の説明	無資格者：なし
入札の経緯及び結果の説明 (入札経過(結果)の添付)	応札業者は４者であり、そのうち入札参加資格の要件を満たしたもので、最も評価値の高い者を落札者とした。 落札率 89.7%

一般競争入札参加業者「審査整理表」

No. 1

工事場所 山梨県南アルプス市鏡中條地内外の1

(標準タイプ)

工事名 (主) 韮崎南アルプス中央線道路照明更新工事(余フ)

予定価格:33,440,000円

資格有り ・ 資格無し の別	業 者 名	所 在 地	総合評定値 又 は 総 合 数 値	同 種 工 事 の 施 工 実 績	配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験	左 記 以 外 の 入 札 公 告 で 示 した 規 定 に 対 す る 判 定
有	1 協和産業(株)	甲府市	1,027	A		A
有	2 (株)内外	甲府市	1,328	A		A
有	3 (株)日向	都留市	813	A		A
有	4 (株)アスロック	甲府市	1,130	A		A

入札経過（結果）

入札関連情報

[一覧選択に戻る](#)

ヒント

契約番号（工事番号） 新環状建設-25-0031
 入札結果決定日時 令和 7年 9月 2日 10時22分
 工事名称 （主） 韮崎南アルプス中央線道路照明更新工事（余フ）
 履行場所 南アルプス市 鏡中條 地内外の1
 履行期間 令和 7年 9月10日-令和 8年 3月13日
 予定価格（税込み） 33,440,000 円
 入札書比較価格（税抜き） 30,400,000 円
 低入札調査基準価格（税抜き） 27,233,713 円
 入札方式 総合評価一般競争入札
 入札結果 落札決定
 落札業者名 （株）内外
 決定額（税込み） 落札された入札価格＋消費税（契約後に契約内容で公表）
 選定理由等 [予定価格積算内訳（公表用設計書）\(2025250113910000file101.lzh\)](#)
[審査整理表「一般競争入札参加業者」\(shinsa_25-0031.pdf\)](#)
[評価調書\(hyouka_25-0031.pdf\)](#)

No.	入札業者名	第1回入札	
1	（株）内外	27,270,000 円	 落札
2	（株）日向	27,100,000 円	
3	（株）アスロック	27,320,000 円	
4	協和産業（株）	27,350,000 円	
備考			

<注意事項>

- ・各業者の入札価格は、税抜きの価格です。
- ・入札価格が空欄の業者は入札に参加しなかった業者です。
- ・総合評価方式以外の入札において、落札金額より低い価格の入札は最低制限価格未満であり、落札者としていません。
- ・履行期間については予定期間であり、入開札の状況により変更になる場合があります。
- ・一般競争入札で参加資格を開札後に確認する事後審査型については、落札候補者のみ参加資格を確認しております。詳しくは、選定理由等に添付されている「審査整理表」をご確認ください。

[契約内容へ](#)

[質問一覧へ](#)

別紙 総合評価落札方式 公告個別事項

工 事 名			(主) 韮崎南アルプス中央線道路照明更新工事 (余フ)						
工 事 番 号			新環状建設-25-0031						
案 件 の 種 別			通常型	総 合 評 価 の 種 類			特別簡易型 I		
評 価 基 準	評 価 項 目			技術評価様式	適用	点数	評価内容 (個別事項)		
	企業 の 技 術 力	企業 の 施 工 実 績	企業の同種工事の施工実績	様式 2	○	2	請負金額3千万円以上の道路の照明工事の施工実績		
			企業の工事成績	不要	○	4			
			優良工事表彰	不要	○	3			
			事故及び不誠実な行為	不要	(減点)				
			ISO認証取得状況	様式 9	○	1			
		企業 の 施 工 技 術	ICT施工技術の活用	様式 2 7	○	1			
	企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	地域精通度	近隣工事会社実績	様式 4	○	3	旧若草町内、旧田富町内における道路の照明工事の施工実績		
			本店所在地	不要	○	2	南アルプス市内、中央市内に本店を有する企業を「2点」、 中北建設事務所管内に本店を有する企業を「1点」、その他「0点」		
		地域貢献度	災害協定	様式 1 1	○	2			
			災害協定 (広域応援)	様式 1 1	-	-			
			防疫対策協定	様式 1 1	-	-			
			維持管理業務委託	様式 1 1	○	1			
			除雪業務委託	様式 1 1	-	-			
			耕作放棄地等解消	様式 1 2	-	-			
			その他の地域貢献	様式 1 7 様式 2 0	-	-	地域農業への担い手として農業参入した実績：様式 1 7 (農政部のみ) やまなしの森づくりCO2吸収認定制度の実績：様式 2 0 (林政部のみ)		
		企業 の 取 組	若手技術者の育成	様式 2 2	○	2			
			新規雇用の実績	様式 2 8	○	1			
		評価点数合計			22				
		加算点			15				

技術評価資料作成要領

共通

簡易型
・特Ⅱ
簡易型
のみ

総合評価落札方式により実施する工事は、次表の「評価項目、評価基準及び評価点」に基づき参加申請者を評価するので、内容を確認の上、間違えないように作成すること。

◎:必須 ○:選択 ー:対象外

「1」企業の技術力について

(1) 施工計画

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-1-1 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-1)	施工計画1項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	10	ー	ー	◎	ー	ー	◎	ー	ー	◎	◎
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
	現場条件を踏まえ適切である	0										
	未記入、または不適切である	欠格										
1-1-2 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-2)	施工計画2項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	10	ー	ー	○	ー	ー	○	ー	ー	○	○
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
	現場条件を踏まえ適切である	0										
	未記入、または不適切である	欠格										

(1) 施工計画(特に技術力を評価する必要がある場合)

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-1-1 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-1)	施工計画1項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られ、効果がある	20	ー	ー	◎	ー	ー	◎	ー	ー	◎	◎
	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	15										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
	現場条件を踏まえ適切である	0										
	未記入、または不適切である	欠格										
1-1-2 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-2)	施工計画2項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られ、効果がある	20	ー	ー	○	ー	ー	○	ー	ー	○	○
	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	15										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
	現場条件を踏まえ適切である	0										
	未記入、または不適切である	欠格										

※「公告個別事項」に示す施工計画について、該当する様式に必要項目を記入し、資料を添付の上、提出すること。

※ 評価項目は、下記対象項目の中から1項目または2項目選択し、「公告個別事項」に示す。

- ① 工程管理に係わる項目
- ② 品質確保に係わる項目
- ③ 施工上の課題に係わる項目
- ④ 安全管理に係わる項目
- ⑤ 施工上配慮すべき項目

資料作成に係る留意事項

[技術評価様式5-1、5-2] ※公告に添付された様式を使用すること。

- 1) 施工計画の記載にあたっては、工事の特徴、現場条件等を考慮した記載をすることとし、実施内容が曖昧な表現は避けること。
- 2) 評価項目に対する提案数は、優先度の高いものの順に提案1から記載し、最大3提案までとする。これを超える提案については評価しない。
- 3) 施工計画の評価は1提案ごとに評価し、合計して評価点を算出する。
- 4) 必要に応じ説明図表、写真を添付することとするが、様式を含めA4版2枚以内とすること。
- 5) 3提案とも未記入、または不適切な提案の場合は、「欠格」とする。

(2) 配置予定技術者の能力

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-2-1(1) 資格 (技術評価様式3) ※解体工事、舗装工事以外で、 かつ予定価格が8千万円未 満の工事	1級土木施工管理技士等(※1)又は同等以上の資格(※2)を有する者	1	ー	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0										
1-2-1(2) 資格 (技術評価様式3) ※施工体制評価型(解体工事) の場合	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者で、かつ 解体工事施工技士(※3)	2	ー	ー	ー	ー	◎	◎	ー	ー	ー	ー
	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者(※5)	1										
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0										

1-2-1(3)	資格 (技術評価様式3) ※施工体制評価型(アスファルト舗装工事)の場合	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者で、かつ1級舗装施工管理技術者(※4)	2	—	—	—	—	—	—	—	◎	◎	—
		1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者(※5)	1										
		上記以外の工事施工等に係わる資格	0										
1-2-2	同種工事の施工実績 (技術評価様式3) ＜注1＞	主任(監理)技術者として同種工事の実績あり	2	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	◎
		監理技術者補佐又は担当技術者として同種工事の実績あり	1										
		その他	0										
1-2-3	優良工事技術者表彰 (資料提出不要) ＜注1＞	表彰の実績 あり	1	—	◎	◎	—	—	—	—	◎	◎	◎
		表彰の実績 なし	0										
1-2-4	工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (資料提出不要) ＜注1＞	82点以上	4										
		80点以上82点未満	3										
		78点以上80点未満	2	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	◎
		72点以上78点未満	1										
		72点未満又は成績実績なし	0										
1-2-5	継続教育(CPD)の取組状況 (技術評価様式13)＜注1＞	取組状況が優良	1	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	◎
		取組なし又は取組状況が上記未満	0										

* 各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

※1「1級土木施工管理技士等」とは、当該工事(業種)の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※2「同等以上の資格」とは、当該工事(業種)の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※3「解体工事施工技士」とは、「(社)全国解体工事業団体連合会」認定の資格のこと。

※4「1級舗装施工管理技術者」とは、「(一社)日本道路建設業協会」認定の資格のこと。

※5 入札参加資格として配置予定技術者に「監理技術者」の資格を求める場合は、評価しない。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式3] ※「山梨県公共事業ポータルサイト>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 配置予定技術者は、建設業法に基づき適正な資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。
また、「施工体制評価型(解体工事)」の場合では「解体工事施工技士」、「施工体制評価型(アスファルト舗装工事)」の場合では「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。
- 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてとることができる。この場合、技術評価様式3は全ての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者ごとに「配置予定技術者の能力」及び「地域精通度(近隣地域での施工実績)」についての評定点を合計し、最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、ヒアリング結果を加える。
- 配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者(担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。)として施工従事したものを対象とする。
また、当該技術者の他社で施工従事した経験についても実績としても認める。
- ＜注1＞に記載する 同種工事の施工実績(配置予定技術者)、近隣地域での施工実績(配置予定技術者)がある場合は各々について記載すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、同種工事がない場合でも主な工事の施工実績(ヒアリング時の資料とする。)を記載すること。
- 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。
- 配置予定技術者の資格が確認できる資料(一級土木技術検定合格証明書等の建設業法第15条第2号イに基づく証明書(又は建設業法第15条第2号ハに基づく大臣認定書・指定業種の場合)、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証)の写しを添付する。
また、「施工体制評価型(解体工事)」で「解体工事施工技士」の資格を有する者を配置する場合は、その登録書または資格者証の写しを、「施工体制評価型(アスファルト舗装工事)」で「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者を配置する場合は、その資格者証の写しを添付すること。
- 技術士については、一級土木施工管理技士等と同等扱いとするので、当該工事(業種)の監理技術者となることができる部門の技術士登録証(写)及び監理技術者資格者証の写しを添付すること。
- 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 配置予定技術者の同種工事への施工従事実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事実績を証明する図書(以下「契約書等」という。)(の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。
- 上記1)、6)、8)のいずれか一つでも確認できない場合は、配置予定技術者の評価が不可能となることから入札参加資格も併せ、失格とするので注意すること。(入札参加資格確認資料に添付している場合は除く。)

(3) 配置予定技術者のヒアリング

			通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
評価項目	評価基準	評価点	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-3-1 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4										
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2	—	○	○	—	○	○	—	○	○	○
	その他	0										
1-3-2 当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4	—	○	○	—	○	○	—	○	○	○
	当該工種について適切に理解している	2										
	その他	0										
1-3-3 技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2	—	○	○	—	○	○	—	○	○	○
	その他	0										

* ヒアリングは、実績として挙げた工事や施工計画の提案内容等について30分程度実施する。

* 入札参加者の都合によりヒアリングが実施できない場合、またはヒアリングを辞退した場合は欠格とし入札は無効とする。

* 入札を行った者が1者であった場合は、ヒアリングは実施しない。

この場合、配置予定技術者のヒアリングの各評価項目の評価点はその他(0点)として扱うものとする。

(4) 企業の施工実績

			通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
評価項目	評価基準	評価点	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-4-1(1) 同種工事の施工実績 (技術評価様式2) ＜注1＞「舗装工事」以外の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2										
	市町村・公営企業などの同種工事の施工実績あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎
	その他	0										
1-4-1(2) 同種工事の施工実績 (技術評価様式2) ＜注1＞「舗装工事」の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2										
	市町村の同種工事の施工実績あり	1							◎	◎	◎	
	その他	0										

1-4-2	工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (資料提出不要) ＜注1＞	82点以上	4																	
		80点以上82点未満	3																	
		78点以上80点未満	2																	
		72点以上78点未満	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		72点未満又は成績実績なし	0																	
		過去2ヶ年度のそれぞれの平均点が60点未満、または前年度以降において55点未満の工事成績のあるもの	-2																	
1-4-3	優良工事表彰等 (資料提出不要) ＜注1＞	特別表彰 あり	3																	
		表彰 あり (特別表彰との重複はしない)	2	◎	◎	◎	—	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		表彰はされなかったが、評価要件を満たす工事の実績あり (表彰との重複はしない) ※＜注1＞個別事項1	1																	
		上記以外	0																	
1-4-4	事故及び不誠実な行為 (資料提出不要) ＜注1＞	指名停止(3ヶ月以上)	-4																	
		指名停止(1ヶ月以上3ヶ月未満)	-2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		指名停止(1ヶ月未満)	-1																	
		なし	0																	
1-4-5	ISO認証取得状況 (技術評価様式9)＜注1＞	公告日時においてISO9001又は14001の認証を取得済み	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		認証未取得	0																	

* 各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

〔技術評価様式2〕 ※「山梨県公共事業ポータルサイト＞情報公開サービス＞様式配布＞入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 企業の施工実績は、＜注1＞に記載する同種工事の施工実績(企業)及び近隣地域での施工実績(企業)がある場合は各々について記載すること。
- 2) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。(「その他」の発注機関とは、別紙「発注機関一覧表」に掲げられていないものをいう。)
- 3) 条件に該当する施工実績が複数ある場合は、山梨県、国機関の順に実績を記載すること。
- 4) 施工実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事経験を証明する図書(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。
- 5) 施工実績において、法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。

(5) 企業の施工技術

			通常型		施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
評価項目	評価基準	評価点	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易
1-5-1 ICT施工技術の活用 (技術評価様式27)＜注1＞	活用 あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	活用 なし	0									

* 各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

〔技術評価様式27〕 ※「山梨県公共事業ポータルサイト＞情報公開サービス＞様式配布＞入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 本様式により申請のない場合は、評価しない。
- 2) ICT施工技術の活用(宣誓事項)の履行が確認できない場合は、工事成績評定で3点減ずる。
- 3) 共同企業体の場合は、代表構成員が申請するものとし、本様式による宣誓事項を企業体として履行するものとする。

(6)-1 企業の施工体制の評価 (解体工事(施工体制評価型))

			通常型		施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
評価項目	評価基準	評価点	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易
1-6-1-1 自社雇用の技能者配置状況	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	—	—	—	◎	◎	◎	—	—	—
	その他	0									
1-6-1-2 自社保有機械の配置状況	自社保有の解体用重機で施工	1	—	—	—	◎	◎	◎	—	—	—
	その他	0									

評価基準について

「山梨県解体工事(施工体制評価型)総合評価試行要領」に基づき、以下の解体工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

- ① 技能者が従事する場合
 - ・労働安全衛生法による車両系建設機械(解体用)運転技能講習(平成25年7月1日以後に開始された講習に限る。)を修了した者で3ヶ月以上の雇用関係のある当該技能者を現場に配置し、解体用重機運転作業に従事が可能であること。
 - ・なお、車両系建設機械(解体用)運転技能講習は、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特例講習)を含む。
 - ・また、解体用重機とは、労働安全衛生法施行令別表第7第6号1及び2に掲げる建設機械で次のものをいう。
ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機
- ② 自社保有の解体用重機で施工が可能な場合
 - ・バックホウ2台以上及び解体用重機に取付ける解体用アタッチメントの圧砕機または切断機1台以上を保有し(長期リースを含む)、当該解体用重機を現場に配置して解体工の工程で使用が可能であること。
 - ・ただし、バックホウについては、新JIS規格バケット容量0.28m³以上(旧JIS規格0.25m³以上)の解体用アタッチメント取付可能機種であること。

〔技術評価様式21〕の添付書類

項目①が「有」の場合

- 1) 配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 2) 労働安全衛生法による技能講習修了証(※1)〔車両系建設機械:解体用(※2)〕の写し(裏・表)を添付すること。
ただし、当該修了証は平成25年7月1日以後に開始された講習を受講したものに限る。

※1 技能講習修了証は平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特例講習)修了証を含む。

※2 車両系建設機械:解体用とは、解体用重機(ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)をいう。

項目②が「可」の場合

バックホウについて

- 1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。

解体用アタッチメントについて

- 1) 自社保有の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
 - 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- ※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

(6)-2 企業の施工体制の評価 (アスファルト舗装工事 (施工体制評価型))

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-6-2-1 自社雇用の技能者配置状況 (技術評価様式18)	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	—	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	—
	その他	0	—	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	—
1-6-2-2 自社保有機械の配置状況 (技術評価様式18)	自社保有のアスファルトフィニッシャーで施工	1	—	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	—
	その他	0	—	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	—

評価基準について

「山梨県「アスファルト舗装工事」(施工体制評価型)総合評価実施要領」に基づき、以下の舗装工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

- ① 自社雇用の技能者を当該工事現場に配置し、路盤工(敷均し、転圧)、またはアスファルト舗設工(敷均し、転圧)のいずれかの重機運転作業に従事が可能である。
- ② 自社保有のアスファルトフィニッシャーを当該工事現場に配置して施工が可能である。

[技術評価様式18]の添付書類

項目①が「有」の場合

- 1) 配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 2) 労働安全衛生法第61条による技能講習修了証[車両系建設機械(整地・運搬・掘削)の写し(裏・表)]。または、労働安全衛生法第59条による特別教育修了証[締固めローラー運転業務]の写し(裏・表)を添付すること。
- 3) 運転免許証(大型特殊免許)の写し(ただし、入札参加資格申請締切日時点で有効なものに限る。)を添付すること。

項目②が「可」の場合

- 1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
 - 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- ※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

「2」企業の信頼性、社会性

(1) 地域精通度

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
2-1-1 近隣地域での施工実績 (企業) (技術評価様式4)＜注1＞	実績あり	3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	実績なし	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2-1-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者) (技術評価様式4)＜注1＞	実績あり	1	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	◎
	実績なし	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2-1-3(1) 本店所在地 (資料提出不要) ※入札参加資格が 「土木一式工事」以外の場合 ＜注1＞	工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—
	工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する	1										
	その他	0										
	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内かつ同一の市町村内に本店を有する	2										
2-1-3(2) ※入札参加資格が 「土木一式工事」の場合 ＜注1＞	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内に本店を有する	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—
	その他	0										
	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内に本店を有する	1										

*各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

- [技術評価様式4] ※「山梨県公共事業ポータルサイト」>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。
・技術評価様式2、技術評価様式3の資料作成に係る留意事項を参照のこと。

(2)地域貢献度

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
2-2-1(1) 災害協定等の締結 (技術評価様式11)＜注1＞ ※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 以外の場合	協定の締結あり	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—
	協定の締結なし	0										
2-2-1(2) 災害協定等の締結 (技術評価様式11)＜注1＞ ※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 の場合	①「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 ((一社)山梨県建設業協会)の締結あり	2										
	② 上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される各種協定の締結あり	1										
	③ 対象協定の締結なし(上記①、②以外)	0										
2-2-2 災害協定の締結(広域応援) (技術評価様式11)＜注1＞	協定の締結あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—
	協定の締結なし	0										

＜注1＞ 各評価項目の具体的な内容

評価項目	評価内容	評価対象期間等
1-2-2 同種工事の施工実績 (配置予定技術者)	「<u>公告個別事項</u>」に示す工事の施工実績 但し、元請けとして請負い、平成22年4月1日以降に完成した工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事内容(構造・規模など)]については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事金額]については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成22年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日まで完成している工事。 ※個別事項2を参照
1-2-3 優良工事技術者表彰	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰の受賞の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照
1-2-4 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (配置予定技術者)	山梨県発注工事で主任技術者、監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。 なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 ※個別事項2を参照
1-2-5 継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。※個別事項3を参照
1-4-1 同種工事の施工実績 (企業)	「<u>公告個別事項</u>」に示す工事の施工実績 但し、元請けとして請負い、平成22年4月1日以降に完成した工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事内容(構造・規模など)]については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事金額]については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成22年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日まで完成している工事。 ※個別事項2を参照
1-4-2 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 ※個別事項2を参照
1-4-3 優良工事表彰等	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照
1-4-4 事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	当該工事の公告日を含む過去1年間の期間
1-4-5 ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。なお、登録範囲に対象工事の内容を含んでいるものとする。	当該工事の公告日時点
1-5-1 ICT施工技術の活用	本工事において、山梨県各局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、下記(※個別事項4)に掲げる施工プロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣誓した企業を評価する。 ただし、評価対象は、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)	[技術評価様式27]による申請時点 ※個別事項4を参照
2-1-1 近隣地域での施工実績 (企業)	「 <u>公告個別事項</u> 」に示す工事の地域における施工実績	平成22年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日まで完成している工事。 なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照
2-1-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者)	「 <u>公告個別事項</u> 」に示す工事の地域における施工実績	平成22年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日まで完成している工事。 なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照
2-1-3(1) 本店所在地 ※入札参加資格業種が「土木一式工事」以外の場合	「 <u>公告個別事項</u> 」に示す評価基準	
2-1-3(2) 本店所在地 ※入札参加資格業種が「土木一式工事」の場合	「 <u>公告個別事項</u> 」に示す評価基準	
2-2-1 災害協定等の締結	山梨県地域防災計画に基づく各種協定の有無 ただし、「災害時の広域応援業務に関する協定」(広域応援)は除く	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-2 災害時の広域応援業務に関する協定の締結 (広域応援)	災害時の広域応援業務に関しての協定締結の有無 (県土整備部・林政部)	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。

2-2-3	家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の締結（防疫対策協定）	家畜伝染病における防疫対策業務に関しての協定締結の有無（農政部のみ）	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-4	土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績	・山梨県が発注した土木施設等緊急維持修繕業務（発注者の指示に基づいて緊急的な対応を行う業務）の受注実績の有無 ・対象施設：県が管理する道路（国道、県道、林道）、河川・砂防施設、公園施設、下水道施設等で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度（当該年度については当該工事の入札参加申請締切日以前に契約済みの業務）
2-2-5	道路除雪業務委託の実績	・山梨県が発注した道路除雪（除雪、排雪または運搬）業務の受注実績の有無 ・対象施設：県が管理する道路（国道、県道、林道）で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度（当該年度については当該工事の入札参加申請締切日以前に契約済みの業務）
2-2-6 2-2-7	耕作放棄地等の解消 その他の地域貢献	各技術評価様式の記載内容による（林政部、農政部）	
2-3-1	若手技術者の育成	・若手技術者は公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格を有する者「2点」、有しない者「1点」とする。	当該工事の公告日が属する年度の4月1日以降に36歳となる者は対象外
2-3-2	新規雇用の実績	・学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績を評価する。	当該工事の入札参加申請締切日時時点で評価
3	県内下請企業の活用	<u>「公告個別事項」に示す評価基準</u>	

※個別事項1

- ・優良工事の評価要件を満たす対象工事
 - ＜注1＞の規定にかかわらず次のとおりとする。
- 【1点加点点対象】
 下記の【評価要件】を満たす工事実績があった場合には、評価点1点を与えるものとする。なお、工種は問わないものとする。

【評価要件】

次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める条件に全て該当すること。

1) 入札参加締め切り日が当該年度の4月1日から当該年度の優良工事表彰の日の前日までの間の場合

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- ② 当該業者が当該年度の前年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- ③ 当該業者が、当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- ④ 当該年度の当該年度の3カ年前の年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- ⑤ 当該年度の前々年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

2) 入札参加締め切り日が当該年度の優良工事表彰の日から3月31日までの間の場合

（下記のいずれかの場合の条件に全て該当すること。）

【当該年度の前年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合（CASE1）】

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- かつ、上記2)の②から⑤の全ての条件に該当すること。

【当該年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合（CASE2）】

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- ② 当該業者が当該年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- ③ 当該業者が、当該年度の前年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- ④ 当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- ⑤ 当該年度の前年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

※ 上記における「当該年度」とは、入札参加締め切り日がその日の属する年度をという。

※ 上記における「工事成績評定点が80点」とは、工事成績評定通知書別表1（※）端数処理前の評定点合計の数値の小数点以下を切り捨てた数値とする。

また、「65点」、「70点」とは、工事成績評定通知書4成績評定①評定点の数値とする。

※個別事項2

- ・評価対象期間に法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。

※個別事項3

- ・継続教育（CPD）の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。
- ・証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。（CPD評価対象期間の事例参照）

《CPD評価対象期間の事例》

推奨単位：50単位／年の場合

			公告日	評価単位	評価
		過去1年間			
ケース①	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日		60単位／年	加点する
ケース②	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日		60単位／年	加点する
ケース③	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日		0単位／年	加点しない
ケース④	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日		0単位／年	加点しない
ケース⑤	証明期間：2年間 取得単位：120単位	証明書発行日		60単位／年	加点する
ケース⑥	証明期間：1年間3ヶ月 取得単位：80単位	証明書発行日		40単位／年	加点しない

ケース⑥の証明期間が1年間3ヶ月の証明書は、2年間の証明書として評価する。

・建設系CPDプログラム：構成団体のCPD制度概要

(五十音順) 令和7年3月現在

NO.	学協会名称	推奨獲得 CPD単位(／年)	有無	CPD証明書 内容	継続教育学習制度	HPアドレス
1	(公社) 空調調和・衛生工学会	50	有	単位数・時期	建築設備士CPD制度	http://www.afnwg.org/
2	(一財) 建設業振興基金	12	有	単位数・時期・明細	建設施工管理CPD制度	http://www.mshk.or.jp/
3	(一社) 建設コンサルタント協会	50	有	単位数・時期	建設コンサルタント協会CPD制度	http://www.jccs.or.jp/
4	(一社) 交通工学研究会	50 (200/4年)	有	単位数・時期	TOP/TOE資格制度	http://www.jtrc.or.jp/
5	(公社) 地盤工学会	50	有	単位数・時期	G-CPD制度	http://www.jgss.or.jp/
6	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20	有	単位数・時期・明細	JAFEE森林分野CPD制度	http://www.jafee.or.jp/
7	(公社) 全国上下水道コンサルタント協	50	有	単位数・時期	上下水道技術者CPD	http://www.jubts.or.jp/
8	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20	有	単位数・時期	設計CPD	http://www.mssn.or.jp/
9	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	有	単位数・時期・明細	継続学習制度(CPD)	http://www.jccs.or.jp/
10	(一社) 全日本建設技術協会	25	有	単位数・時期・明細	全建CPD(継続教育)制度	http://www.janet.or.jp/
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	地質・土質関連CPD制度	http://www.geo-netting.or.jp/
12	(公社) 土木学会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	土木学会継続教育(CPD)制度	http://www.civil.or.jp/
13	(一社) 日本環境アセスメント協会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	JEAS-CPD制度	http://www.jeas.or.jp/
14	(公社) 日本技術士会	50 (150/3年)	有	単位数・時期	技術士CPD	http://www.engineer.or.jp/
15	(公社) 日本建築士会連合会	12	有	単位数・時期・明細	建築士会継続能力開発(CPD)制度	http://www.nichiren.or.jp/
16	(公社) 日本コンクリート工学会	推奨なし	有	有	(登録を受け付けていない)	http://www.jccs.or.jp/
17	(公社) 日本造園学会	50	有	単位数・時期	造園CPD(継続教育)	http://www.jdn.or.jp/
18	(公社) 日本都市計画学会	50	有	単位数・時期	都市計画CPD	http://www.jupl.or.jp/
19	(公社) 農業農村工学会	50	有	単位数・時期	農業土木技術者継続教育(CPD)	http://www.jnrc.or.jp/

・建築CPD(継続能力／職能開発)情報提供制度

団体名	推奨時間数	継続教育学習制度	HPアドレス
(公社) 日本建築士会連合会	12認定時間／年	建築士会継続能力開発(CPD)制度	http://www.nichiren.or.jp/
(一社) 日本建築士事務所協会連合会		(登録を受け付けていない)	http://www.jccs.or.jp/
(公社) 日本建築家協会		継続風能研修(CPD)制度	http://www.jccs.or.jp/
(一社) 日本建設業連合会		(登録を受け付けていない)	http://www.jccs.or.jp/
(一社) 日本建築学会		日本建築学会「能力開発支援制度」(JAC-CPD)	http://www.jacc.or.jp/
建築設備士関係団体CPD協議会の参加団体		建築設備士CPD(継続能力開発)	http://www.afnwg.org/
(公社) 空調調和・衛生工学会、(一社) 建築設備技術者協会、(一社) 電気設備学会、(一社) 日本設備設計事務所協会、(公財) 建築技術教育普及センター		建築士会継続能力開発(CPD)制度	http://www.nichiren.or.jp/
(一社) 日本建築構造技術者協会		建築士会継続能力開発(CPD)制度	http://www.jccs.or.jp/
(一財) 建設業振興基金		建設施工管理技士CPD制度	http://www.mshk.or.jp/
(公財) 建築技術教育普及センター		建築CPD情報提供制度	http://www.jccs.or.jp/

※推奨獲得CPD単位・時間数については、最新の情報を確認すること。

(公社) 日本建築士会連合会から認定された講習会を受けることを認められた(一社) 山梨県管工事協会が(公社) 日本建築士会連合会の単位認定の講習を受講し12単位(1年間)

を取得した場合、評価対象とする。

※個別事項4

山梨県各部署で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づく、施工プロセスは次のとおりとする。

1 施工プロセス

建設現場における生産性向上のため、下記に掲げる①から⑤の全ての施工プロセスでICT施工技術を活用することをICT活用工事(標準実施型)とし、②④⑤の施工プロセスを義務付けながら、①③の施工プロセスについて、受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事をICT活用工事(簡易型)とする。ただし、国土交通省が定める「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」における最新の要領に施工プロセスの該当がない場合は、当該プロセスの実施は必要ないものとする。

- 3次元起工測量
- 3次元設計データ作成
- ICT建設機械による施工
- 3次元出来形管理等の施工管理
- 3次元データの納品

参考＜同種工事の範囲＞

2013コリンズ工種、工法・型式一覧

1 道路工事	道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、コンクリート構造物工事、道路付属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事等
2 河川・砂防工事	築堤工事、護岸工事、根固・水制工事、床止工事(落差工、帯工)、堰(頭首工を含む)、水門工事、樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、治山ダム工事、流路工事、山腹工事、用排水路工事、畑地かんがい工事等

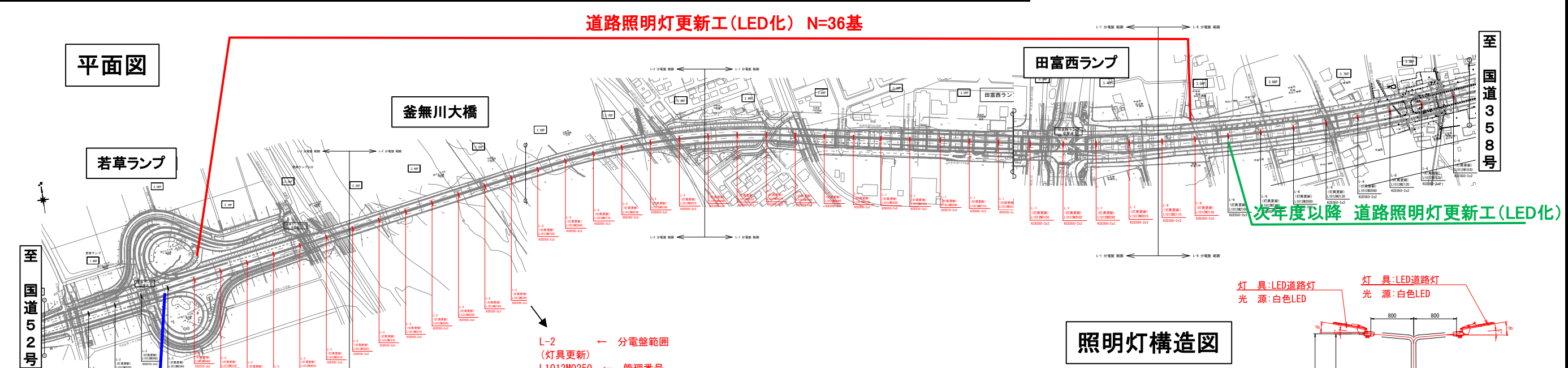
機 関 等	内 訳
山梨県	(企業局を含む)
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人	
市町村	
公営企業等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む)
事業団	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

(主) 葦崎南アルプス中央線道路照明更新工事 概要図

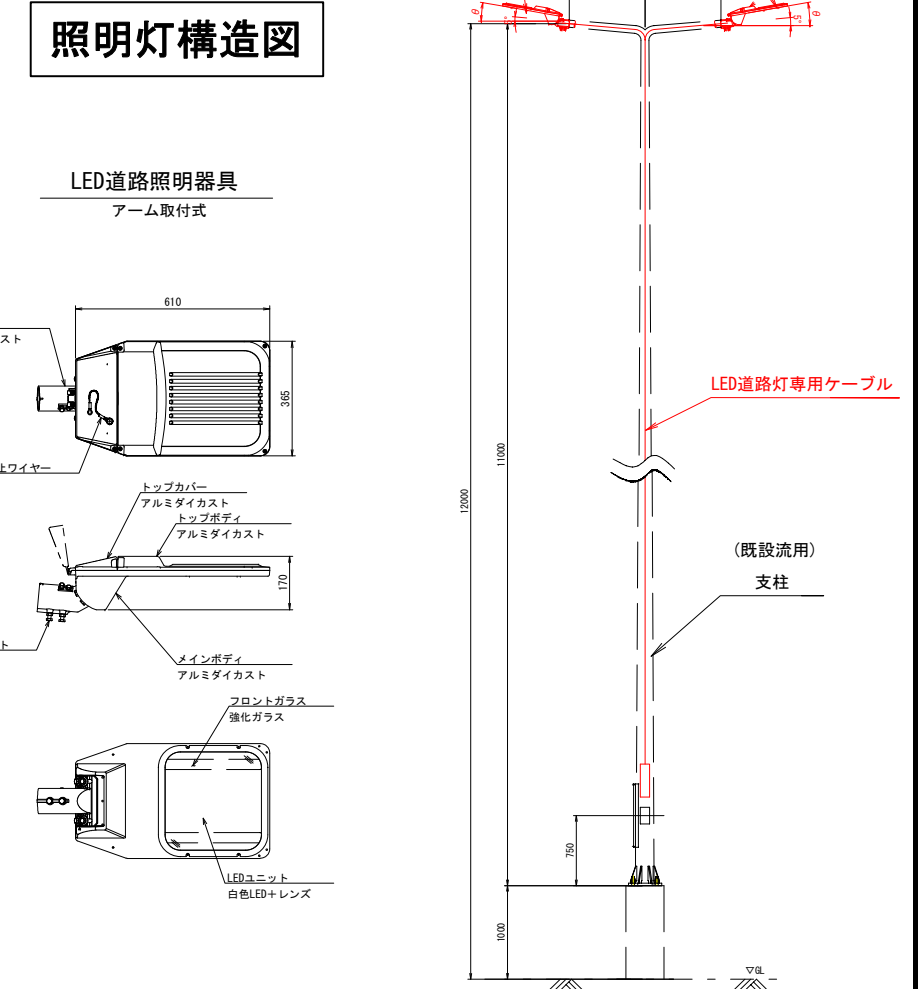
契約番号:事業名	工事名	箇所名	工期	金額(税込み)	工事概要
新環状建設 25-0031 道路修繕費	(主) 葦崎南アルプス中央線道路照明更新工事(余フ)	南アルプス市 鏡中條 地内外の1	着工 令和7年9月10日 完成 令和8年3月13日 (工事開始日:令和7年9月10日~令和7年10月10日 余裕期間:30日間)	¥33,440,000	道路照明灯更新工(LED化) N=36基

工程表		R7					R8		
工種	年 月	8	9	10	11	12	1	2	3
道路照明									
	照明更新								

: 本工事



令和6年度
道路照明灯更新工(LED化)
実施済



抽 出 事 案 説 明 書

部局名 企業局

担当課（事務所）名 電気課

入札方式	一般競争入札（総合評価落札方式）（事前審査）
工事名	発電総合制御所 監視制御システム更新工事（継続）
契約番号	企・電気課-25-0009
工事概要	○発電総合制御所 監視制御サーバ等更新 1式 データ中継装置等更新 1式、総合監視盤等更新 1式 監視制御操作卓更新 1式 ○奈良田第一発電所 伝送中継盤等更新 1式 ○笛吹川水系発電管理事務所 伝送中継盤等更新 1式 ○取水口監視所 監視制御システム等連携 1式 予定価格 9 1 5 , 0 7 9 , 0 0 0 円（消費税含む）
入札参加資格	○本店所在地・・・指定なし ○競争入札参加資格・・・令和6年10月1日の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の電気通信工事の総合評価値が1000点以上であること。 ○企業の施工実績・・・請負金額 1 億円以上の発電所またはダムの監視制御装置の新設若しくは更新を含む通信工事 ただし、元請けとして請負い、平成22年4月1日から入札参加資格締切日までに完成している工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 ○配置予定技術者の資格・・・電気通信工事の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する者 ○配置予定技術者の施工実績・・・完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者（完成時にCORINSに登録された者に限る）又は監理技術者資格者証を有した現場代理人（完成時にCORINSに登録された者に限る）として平成22年4月1日から入札参加資格申請締切日までに「企業の施工実績」と同様の施工従事経験を有する者

入札参加資格設定の経緯及び理由	○予定価格が３億円以上であることから、予定価格と工事難易度より、「総合評価落札方式簡易型（事前審査）」での一般競争入札とした。 ○本店所在地は、入札参加資格に該当する県内業者がないため、「指定なし」とした。 ○競争入札参加資格は、電気通信工事のため、山梨県における電気通信工事の入札参加資格を有する者で総合評価値が1,000点以上であることとした。 ○企業の施工実績は、予定価格の５割程度の金額が上限の１億円を超えることから、請負金額１億円以上の発電所またはダム監視制御装置の新設若しくは更新を含む通信工事とした。 ○配置予定技術者の資格は、予定価格が８千万円以上の工事であることから、必要とした。 ○配置予定技術者の施工実績は、予定価格が３億円以上の工事であることから、必要とした。
入札参加業者数	応札可能業者 ２７者 参加業者 １者、応札業者 １者
参加資格によって無資格とされた業者がいた場合の無資格理由の説明	無資格者：なし
入札の経緯及び結果の説明 （入札経過（結果）の添付）	応札業者は１者であり、当該応札業者は入札参加資格の条件を満たしているため、落札者とした。 落札率：９７．９７％

一般競争入札参加業者「審査整理表」

No.1

工事場所 山梨県甲斐市竜王新町地内 外

(標準タイプ)

工事名 発電総合制御所 監視制御システム更新工事 (継続)

予定価格:915,079,000円

資格有り・ 資格無し の別	業 者 名	所 在 地	総合評定値 又 は 総合数値	同 種 工 事 の 施 工 実 績	配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験	左 記 以 外 の 入 札 公 告 で 示 した 規 定 に 対 する 判 定
有	1 富士電機 (株)	東京都	1,412	A	A	A

入札経過（結果）

入札関連情報

[一覧選択に戻る](#)

ヒント

約番号(工事番号) 企・電気課-25-0009
 入札結果決定日時 令和 7年 7月 1日 10時 5分
 工事名称 発電総合制御所 監視制御システム更新工事（継続）
 履行場所 甲斐市 竜王新町 地内 外
 履行期間 令和 7年 7月 9日-令和10年 3月 5日
 予定価格(税込み) 915,079,000 円
 入札書比較価格(税抜き) 831,890,000 円
 低入札調査基準価格(税抜き) 763,063,567 円
 入札方式 総合評価一般競争入札
 入札結果 落札決定
 落札業者名 富士電機（株）
 決定額(税込み) 落札された入札価格＋消費税（契約後に契約内容で公表）
 選定理由等 [予定価格積算内訳（公表用設計書）\(2025210114940001file101.lzh\)](#)
[審査整理表「一般競争入札参加業者」\(shinsa_25-0009.pdf\)](#)
[評価調書\(hyouka_25-0009.pdf\)](#)

No.	入札業者名	第 1 回入札	
1	富士電機（株）	815,000,000 円	 落札
備考			

<注意事項>

- ・各業者の入札価格は、税抜きの価格です。
- ・入札価格が空欄の業者は入札に参加しなかった業者です。
- ・総合評価方式以外の入札において、落札金額より低い価格の入札は最低制限価格未満であり、落札者としていません。
- ・履行期間については予定期間であり、入開札の状況により変更になる場合があります。
- ・一般競争入札で参加資格を開札後に確認する事後審査型については、落札候補者のみ参加資格を確認しております。詳しくは、選定理由等に添付されている「審査整理表」をご確認ください。

[契約内容へ](#)

[質問一覧へ](#)

工 事 名			発電総合制御所 監視制御システム更新工事（継続）			
工 事 番 号			企・電気課-25-0009			
案 件 の 種 別			通常型	総 合 評 価 の 種 類		簡易型
評 価	評 価 項 目		技術評価様式	適用	点数	評価内容（個別事項）
	企業 の 技 術 力	施工計画	工程管理		-	-
品質確保			様式5－1	○	10	当該設備は発電所の監視制御を行う上で重要な設備であることから、長期間の品質確保、メンテナンス性、システムの操作性等の向上に関する工夫や配慮事項について記入すること。
施工上の課題			様式5－2	○	10	機器の更新は、新旧機器の同時運用が必要であり、切替作業や、切替時のデータの継続性を確保するための留意事項等について記入すること。
安全管理				-	-	
施工上の配慮				-	-	
配置予定 技術者		技術者の資格	様式3	-	-	
		技術者の同種工事の 施工実績	様式3	○	2	発電所またはダムの監視制御装置の新設若しくは更新を含む、請負金額9億円以上の通信工事 ただし、元請けとして請け負い、平成22年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事で、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
		優良技術者表彰	不要	○	1	
		技術者の工事成績	不要	○	4	
		継続教育(CPD)	様式13	○	1	
技術者の ヒアリング	技術者の専門技術力	不要	-	-		
	当該工事の理解度・ 取り組み姿勢	不要	-	-		
	技術者の コミュニケーション能力	不要	-	-		
企業 の 施 工 実 績	企業の同種工事の施工実績	様式2	○	2	発電所またはダムの監視制御装置の新設若しくは更新を含む、請負金額9億円以上の通信工事 ただし、元請けとして請け負い、平成22年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事で、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。	
	企業の工事成績	不要	○	4		
	優良工事表彰	不要	○	3		
	事故及び不誠実な行為	不要	(減点)			
	ISO認証取得状況	様式9	○	1		
	企業 の 施 工 技 術	ICT施工技術の活用	様式27	-	-	
基	地域精通度	近隣工事会社実績	様式4	○	3	中北建設事務所管内における通信工事の実績
		近隣工事技術者実績	様式4	○	1	中北建設事務所管内における通信工事の実績
		本店所在地	不要	-	-	

準	企業の信頼性・社会性	地域貢献度	災害協定	様式 1 1	○	2	
			災害協定（広域応援）	様式 1 1	-	-	
			防疫対策協定	様式 1 1	-	-	
			維持管理業務委託	様式 1 1	○	1	
			除雪業務委託	様式 1 1	-	-	
			耕作放棄地等解消	様式 1 2	-	-	
			その他の地域貢献	様式 1 7 様式 2 0	-	-	
		企業の取組	若手技術者の育成	様式 2 2	○	2	
			新規雇用の実績	様式 2 8	○	1	
		評価点数合計		48			
		加算点		30			

技術評価資料作成要領

共通

簡易型・特Ⅱ
簡易型のみ

総合評価落札方式により実施する工事は、次表の「評価項目、評価基準及び評価点」に基づき参加申請者を評価するので、内容を確認の上、間違えないように作成すること。

◎:必須 ○:選択 ー:対象外

「1」企業の技術力について

(1) 施工計画

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-1-1 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-1)	施工計画1項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	10	ー	ー	◎	ー	ー	◎	ー	ー	◎	◎
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
	現場条件を踏まえ適切である	0										
	未記入、または不適切である	欠格										
1-1-2 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-2)	施工計画2項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	10	ー	ー	○	ー	ー	○	ー	ー	○	○
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
	現場条件を踏まえ適切である	0										
	未記入、または不適切である	欠格										

(1) 施工計画(特に技術力を評価する必要がある場合)

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-1-1 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-1)	施工計画1項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られ、効果がある	20	ー	ー	◎	ー	ー	◎	ー	ー	◎	◎
	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	15										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
	現場条件を踏まえ適切である	0										
	未記入、または不適切である	欠格										
1-1-2 「公告個別事項」に示す 施工計画 (技術評価様式5-2)	施工計画2項目※ 現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られ、効果がある	20	ー	ー	○	ー	ー	○	ー	ー	○	○
	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、 工夫が見られる	15										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10										
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5										
	現場条件を踏まえ適切である	0										
	未記入、または不適切である	欠格										

※「公告個別事項」に示す施工計画について、該当する様式に必要項目を記入し、資料を添付の上、提出すること。

※ 評価項目は、下記対象項目の中から1項目または2項目選択し、「公告個別事項」に示す。

- ① 工程管理に係わる項目
- ② 品質確保に係わる項目
- ③ 施工上の課題に係わる項目
- ④ 安全管理に係わる項目
- ⑤ 施工上配慮すべき項目

資料作成に係る留意事項

[技術評価様式5-1、5-2] ※公告に添付された様式を使用すること。

- 1) 施工計画の記載にあたっては、工事の特徴、現場条件等を考慮した記載をすることとし、実施内容が曖昧な表現は避けること。
- 2) 評価項目に対する提案数は、優先度の高いものの順に提案1から記載し、最大3提案までとする。これを超える提案については評価しない。
- 3) 施工計画の評価は1提案ごとに評価し、合計して評価点を算出する。
- 4) 必要に応じ説明図表、写真を添付することとするが、様式を含めA4版2枚以内とすること。
- 5) 3提案とも未記入、または不適切な提案の場合は、「欠格」とする。

(2) 配置予定技術者の能力

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-2-1(1) 資格 (技術評価様式3) ※解体工事、舗装工事以外で、 かつ予定価格が8千万円未 満の工事	1級土木施工管理技士等(※1)又は同等以上の資格(※2)を有する者	1	ー	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0										
1-2-1(2) 資格 (技術評価様式3) ※施工体制評価型(解体工事) の場合	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者で、かつ 解体工事施工技士(※3)	2	ー	ー	ー	ー	◎	◎	ー	ー	ー	ー
	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者(※5) 上記以外の工事施工等に係わる資格	1 0										

1-2-1(3)	資格 (技術評価様式3) ※施工体制評価型(アスファルト舗装工事)の場合	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者で、かつ1級舗装施工管理技術者(※4)	2	—	—	—	—	—	—	—	◎	◎	—
		1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者(※5)	1										
		上記以外の工事施工等に係わる資格	0										
1-2-2	同種工事の施工実績 (技術評価様式3) ＜注1＞	主任(監理)技術者として同種工事の実績あり	2	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	◎
		監理技術者補佐又は担当技術者として同種工事の実績あり	1										
		その他	0										
1-2-3	優良工事技術者表彰 (資料提出不要) ＜注1＞	表彰の実績 あり	1	—	◎	◎	—	—	—	—	◎	◎	◎
		表彰の実績 なし	0										
1-2-4	工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (資料提出不要) ＜注1＞	82点以上	4										
		80点以上82点未満	3										
		78点以上80点未満	2	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	◎
		72点以上78点未満	1										
		72点未満又は成績実績なし	0										
1-2-5	継続教育(CPD)の取組状況 (技術評価様式13)＜注1＞	取組状況が優良	1	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	◎
		取組なし又は取組状況が上記未満	0										

* 各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

※1「1級土木施工管理技士等」とは、当該工事(業種)の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※2「同等以上の資格」とは、当該工事(業種)の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※3「解体工事施工技士」とは、「(社)全国解体工事業団体連合会」認定の資格のこと。

※4「1級舗装施工管理技術者」とは、「(一社)日本道路建設業協会」認定の資格のこと。

※5 入札参加資格として配置予定技術者に「監理技術者」の資格を求める場合は、評価しない。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式3] ※「山梨県公共事業ポータルサイト>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 配置予定技術者は、建設業法に基づき適正な資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。
また、「施工体制評価型(解体工事)」の場合では「解体工事施工技士」、「施工体制評価型(アスファルト舗装工事)」の場合では「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。
- 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてとることができる。この場合、技術評価様式3は全ての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者ごとに「配置予定技術者の能力」及び「地域精通度(近隣地域での施工実績)」についての評定点を合計し、最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、ヒアリング結果を加える。
- 配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者(担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。)として施工従事したものを対象とする。
また、当該技術者の他社で施工従事した経験についても実績としても認める。
- ＜注1＞に記載する 同種工事の施工実績(配置予定技術者)、近隣地域での施工実績(配置予定技術者)がある場合は各々について記載すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、同種工事がない場合でも主な工事の施工実績(ヒアリング時の資料とする。)を記載すること。
- 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。
- 配置予定技術者の資格が確認できる資料(一級土木技術検定合格証明書等の建設業法第15条第2号イに基づく証明書(又は建設業法第15条第2号ハに基づく大臣認定書・指定業種の場合)、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証)の写しを添付する。
また、「施工体制評価型(解体工事)」で「解体工事施工技士」の資格を有する者を配置する場合は、その登録書または資格者証の写しを、「施工体制評価型(アスファルト舗装工事)」で「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者を配置する場合は、その資格者証の写しを添付すること。
- 技術士については、一級土木施工管理技士等と同等扱いとするので、当該工事(業種)の監理技術者となることができる部門の技術士登録証(写)及び監理技術者資格者証の写しを添付すること。
- 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 配置予定技術者の同種工事への施工従事実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事実績を証明する図書(以下「契約書等」という。)(の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。
- 上記1)、6)、8)のいずれか一つでも確認できない場合は、配置予定技術者の評価が不可能となることから入札参加資格も併せ、失格とするので注意すること。(入札参加資格確認資料に添付している場合は除く。)

(3) 配置予定技術者のヒアリング

			通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
評価項目	評価基準	評価点	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-3-1 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4										
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2	—	○	○	—	○	○	—	○	○	○
	その他	0										
1-3-2 当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4	—	○	○	—	○	○	—	○	○	○
	当該工種について適切に理解している	2										
	その他	0										
1-3-3 技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2	—	○	○	—	○	○	—	○	○	○
	その他	0										

* ヒアリングは、実績として挙げた工事や施工計画の提案内容等について30分程度実施する。

* 入札参加者の都合によりヒアリングが実施できない場合、またはヒアリングを辞退した場合は欠格とし入札は無効とする。

* 入札を行った者が1者であった場合は、ヒアリングは実施しない。

この場合、配置予定技術者のヒアリングの各評価項目の評価点はその他(0点)として扱うものとする。

(4) 企業の施工実績

			通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
評価項目	評価基準	評価点	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-4-1(1) 同種工事の施工実績 (技術評価様式2) ＜注1＞「舗装工事」以外の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2										
	市町村・公営企業などの同種工事の施工実績あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎
	その他	0										
1-4-1(2) 同種工事の施工実績 (技術評価様式2) ＜注1＞「舗装工事」の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2										
	市町村の同種工事の施工実績あり	1							◎	◎	◎	
	その他	0										

1-4-2	工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (資料提出不要) ＜注1＞	82点以上	4																	
		80点以上82点未満	3																	
		78点以上80点未満	2																	
		72点以上78点未満	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		72点未満又は成績実績なし	0																	
		過去2ヶ年度のそれぞれの平均点が60点未満、または前年度以降において55点未満の工事成績のあるもの	-2																	
1-4-3	優良工事表彰等 (資料提出不要) ＜注1＞	特別表彰 あり	3																	
		表彰 あり (特別表彰との重複はしない)	2	◎	◎	◎	—	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		表彰はされなかったが、評価要件を満たす工事の実績あり (表彰との重複はしない) ※＜注1＞個別事項1	1																	
		上記以外	0																	
1-4-4	事故及び不誠実な行為 (資料提出不要) ＜注1＞	指名停止(3ヶ月以上)	-4																	
		指名停止(1ヶ月以上3ヶ月未満)	-2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		指名停止(1ヶ月未満)	-1																	
		なし	0																	
1-4-5	ISO認証取得状況 (技術評価様式9)＜注1＞	公告日時においてISO9001又は14001の認証を取得済み	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		認証未取得	0																	

* 各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

〔技術評価様式2〕 ※「山梨県公共事業ポータルサイト＞情報公開サービス＞様式配布＞入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 企業の施工実績は、＜注1＞に記載する同種工事の施工実績(企業)及び近隣地域での施工実績(企業)がある場合は各々について記載すること。
- 2) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。(「その他」の発注機関とは、別紙「発注機関一覧表」に掲げられていないものをいう。)
- 3) 条件に該当する施工実績が複数ある場合は、山梨県、国機関の順に実績を記載すること。
- 4) 施工実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳書及び資格・施工従事経験を証明する図書(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。
- 5) 施工実績において、法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。

(5) 企業の施工技術

			通常型		施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
評価項目	評価基準	評価点	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易
1-5-1 ICT施工技術の活用 (技術評価様式27)＜注1＞	活用 あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	活用 なし	0									

* 各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

〔技術評価様式27〕 ※「山梨県公共事業ポータルサイト＞情報公開サービス＞様式配布＞入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 本様式により申請のない場合は、評価しない。
- 2) ICT施工技術の活用(宣誓事項)の履行が確認できない場合は、工事成績評定で3点減ずる。
- 3) 共同企業体の場合は、代表構成員が申請するものとし、本様式による宣誓事項を企業体として履行するものとする。

(6)-1 企業の施工体制の評価 (解体工事(施工体制評価型))

			通常型		施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
評価項目	評価基準	評価点	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易
1-6-1-1 自社雇用の技能者配置状況	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	—	—	—	◎	◎	◎	—	—	—
	その他	0									
1-6-1-2 自社保有機械の配置状況	自社保有の解体用重機で施工	1	—	—	—	◎	◎	◎	—	—	—
	その他	0									

評価基準について

「山梨県解体工事(施工体制評価型)総合評価試行要領」に基づき、以下の解体工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

- ① 技能者が従事する場合
 - ・労働安全衛生法による車両系建設機械(解体用)運転技能講習(平成25年7月1日以後に開始された講習に限る。)を修了した者で3ヶ月以上の雇用関係のある当該技能者を現場に配置し、解体用重機運転作業に従事が可能であること。
 - ・なお、車両系建設機械(解体用)運転技能講習は、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特例講習)を含む。
 - ・また、解体用重機とは、労働安全衛生法施行令別表第7第6号1及び2に掲げる建設機械で次のものをいう。
ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機
- ② 自社保有の解体用重機で施工が可能な場合
 - ・バックホウ2台以上及び解体用重機に取付ける解体用アタッチメントの圧砕機または切断機1台以上を保有し(長期リースを含む)、当該解体用重機を現場に配置して解体工の工程で使用が可能であること。
 - ・ただし、バックホウについては、新JIS規格バケット容量0.28m³以上(旧JIS規格0.25m³以上)の解体用アタッチメント取付可能機種であること。

〔技術評価様式21〕の添付書類

項目①が「有」の場合

- 1) 配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 2) 労働安全衛生法による技能講習修了証(※1)〔車両系建設機械:解体用(※2)〕の写し(裏・表)を添付すること。
ただし、当該修了証は平成25年7月1日以後に開始された講習を受講したものに限る。

※1 技能講習修了証は平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特例講習)修了証を含む。

※2 車両系建設機械:解体用とは、解体用重機(ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)をいう。

項目②が「可」の場合

バックホウについて

- 1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。

解体用アタッチメントについて

- 1) 自社保有の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
 - 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- ※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

(6)-2 企業の施工体制の評価 (アスファルト舗装工事 (施工体制評価型))

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
1-6-2-1 自社雇用の技能者配置状況 (技術評価様式18)	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	—	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	—
	その他	0	—	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	—
1-6-2-2 自社保有機械の配置状況 (技術評価様式18)	自社保有のアスファルトフィニッシャーで施工	1	—	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	—
	その他	0	—	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	—

評価基準について

「山梨県「アスファルト舗装工事」(施工体制評価型)総合評価実施要領」に基づき、以下の舗装工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

- ① 自社雇用の技能者を当該工事現場に配置し、路盤工(敷均し、転圧)、またはアスファルト舗設工(敷均し、転圧)のいずれかの重機運転作業に従事が可能である。
- ② 自社保有のアスファルトフィニッシャーを当該工事現場に配置して施工が可能である。

[技術評価様式18]の添付書類

項目①が「有」の場合

- 1) 配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
- 2) 労働安全衛生法第61条による技能講習修了証[車両系建設機械(整地・運搬・掘削)の写し(裏・表)]。または、労働安全衛生法第59条による特別教育修了証[締固めローラー運転業務]の写し(裏・表)を添付すること。
- 3) 運転免許証(大型特殊免許)の写し(ただし、入札参加資格申請締切日時点で有効なものに限る。)を添付すること。

項目②が「可」の場合

- 1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
 - 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
- ※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

「2」企業の信頼性、社会性

(1) 地域精通度

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
2-1-1 近隣地域での施工実績 (企業) (技術評価様式4)＜注1＞	実績あり	3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	実績なし	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2-1-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者) (技術評価様式4)＜注1＞	実績あり	1	—	◎	◎	—	◎	◎	—	◎	◎	◎
	実績なし	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2-1-3(1) 本店所在地 (資料提出不要) ※入札参加資格が 「土木一式工事」以外の場合 ＜注1＞	工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—
	工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する	1										
	その他	0										
	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内かつ同一の市町村内に本店を有する	2										
2-1-3(2) ※入札参加資格が 「土木一式工事」の場合 ＜注1＞	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内に本店を有する	1	◎	◎	◎	—	—	—	—	—	—	—
	その他	0										
	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内に本店を有する	1										

*各評価項目の評価方法等については＜注1＞を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式4]

※「山梨県公共事業ポータルサイト」情報公開サービス＞様式配布＞入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- ・技術評価様式2、技術評価様式3の資料作成に係る留意事項を参照のこと。

(2)地域貢献度

評価項目	評価基準	評価点	通常型			施工体制(解体)			施工体制(舗装)			県内 下請 活用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
2-2-1(1) 災害協定等の締結 (技術評価様式11)＜注1＞ ※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 以外の場合	協定の締結あり	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	—
	協定の締結なし	0										
2-2-1(2) 災害協定等の締結 (技術評価様式11)＜注1＞ ※入札参加資格が 「土木一式工事」、「舗装工事」 の場合	①「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 ((一社)山梨県建設業協会)の締結あり	2										
	② 上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される各種協定の締結あり	1										
	③ 対象協定の締結なし(上記①、②以外)	0										
2-2-2 災害協定の締結(広域応援) (技術評価様式11)＜注1＞	協定の締結あり	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—
	協定の締結なし	0										

＜注1＞ 各評価項目の具体的な内容

評価項目	評価内容	評価対象期間等
1-2-2 同種工事の施工実績 (配置予定技術者)	「<u>公告個別事項</u>」に示す工事の施工実績 但し、元請けとして請負い、平成22年4月1日以降に完成した工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事内容(構造・規模など)]については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事金額]については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成22年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日まで完成している工事。 ※個別事項2を参照
1-2-3 優良工事技術者表彰	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰の受賞の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照
1-2-4 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (配置予定技術者)	山梨県発注工事で主任技術者、監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。 なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 ※個別事項2を参照
1-2-5 継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。※個別事項3を参照
1-4-1 同種工事の施工実績 (企業)	「<u>公告個別事項</u>」に示す工事の施工実績 但し、元請けとして請負い、平成22年4月1日以降に完成した工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事内容(構造・規模など)]については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事金額]については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成22年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日まで完成している工事。 ※個別事項2を参照
1-4-2 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。 ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 ※個別事項2を参照
1-4-3 優良工事表彰等	・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事表彰の受賞の有無 ・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無 ・工種は問わない	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照
1-4-4 事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	当該工事の公告日を含む過去1年間の期間
1-4-5 ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。なお、登録範囲に対象工事の内容を含んでいるものとする。	当該工事の公告日時点
1-5-1 ICT施工技術の活用	本工事において、山梨県各部署で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、下記(※個別事項4)に掲げる施工プロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣誓した企業を評価する。 ただし、評価対象は、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。(「発注者指定型」として公告する工事等は除く。)	[技術評価様式27]による申請時点 ※個別事項4を参照
2-1-1 近隣地域での施工実績 (企業)	「 <u>公告個別事項</u> 」に示す工事の地域における施工実績	平成22年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日まで完成している工事。 なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照
2-1-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者)	「 <u>公告個別事項</u> 」に示す工事の地域における施工実績	平成22年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日まで完成している工事。 なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照
2-1-3(1) 本店所在地 ※入札参加資格業種が「土木一式工事」以外の場合	「 <u>公告個別事項</u> 」に示す評価基準	
2-1-3(2) 本店所在地 ※入札参加資格業種が「土木一式工事」の場合	「 <u>公告個別事項</u> 」に示す評価基準	
2-2-1 災害協定等の締結	山梨県地域防災計画に基づく各種協定の有無 ただし、「災害時の広域応援業務に関する協定」(広域応援)は除く	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-2 災害時の広域応援業務に関する協定の締結 (広域応援)	災害時の広域応援業務に関しての協定締結の有無 (県土整備部・林政部)	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。

2-2-3	家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の締結（防疫対策協定）	家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の締結の有無（農政部のみ）	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-4	土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績	・山梨県が発注した土木施設等緊急維持修繕業務（発注者の指示に基づいて緊急的な対応を行う業務）の受注実績の有無 ・対象施設：県が管理する道路（国道、県道、林道）、河川・砂防施設、公園施設、下水道施設等で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度（当該年度については当該工事の入札参加申請締切日より前に契約済みの業務）
2-2-5	道路除雪業務委託の実績	・山梨県が発注した道路除雪（除雪、排雪または運搬）業務の受注実績の有無 ・対象施設：県が管理する道路（国道、県道、林道）で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度（当該年度については当該工事の入札参加申請締切日より前に契約済みの業務）
2-2-6 2-2-7	耕作放棄地等の解消 その他の地域貢献	各技術評価様式の記載内容による（林政部、農政部）	
2-3-1	若手技術者の育成	・若手技術者は公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格を有する者「2点」、有しない者「1点」とする。	当該工事の公告日が属する年度の4月1日以降に36歳となる者は対象外
2-3-2	新規雇用の実績	・学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績を評価する。	当該工事の入札参加申請締切日時点で評価
3	県内下請企業の活用	<u>「公告個別事項」に示す評価基準</u>	

※個別事項1

- ・優良工事の評価要件を満たす対象工事
 - ＜注1＞の規定にかかわらず次のとおりとする。
- 【1点加点対象】
 下記の【評価要件】を満たす工事実績があった場合には、評価点1点を与えるものとする。なお、工種は問わないものとする。

【評価要件】

次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める条件に全て該当すること。

1) 入札参加締め切り日が当該年度の4月1日から当該年度の優良工事表彰の日の前日までの間の場合

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- ② 当該業者が当該年度の前年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- ③ 当該業者が、当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- ④ 当該年度の当該年度の3カ年前の年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- ⑤ 当該年度の前々年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

2) 入札参加締め切り日が当該年度の優良工事表彰の日から3月31日までの間の場合

（下記のいずれかの場合の条件に全て該当すること。）

【当該年度の前年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合（CASE1）】

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- かつ、上記2)の②から⑤の全ての条件に該当すること。

【当該年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合（CASE2）】

- ① 当該年度の3カ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
- ② 当該業者が当該年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
- ③ 当該業者が、当該年度の前年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
- ④ 当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
- ⑤ 当該年度の前年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

※ 上記における「当該年度」とは、入札参加締め切り日がその日の属する年度をいう。

※ 上記における「工事成績評定点が80点」とは、工事成績評定通知書別表1（※）端数処理前の評定点合計の数値の小数点以下を切り捨てた数値とする。

また、「65点」、「70点」とは、工事成績評定通知書4成績評定①評定点の数値とする。

※個別事項2

- ・評価対象期間に法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。

※個別事項3

- ・継続教育（CPD）の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。
- ・証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。（CPD評価対象期間の事例参照）

《CPD評価対象期間の事例》

推奨単位：50単位／年の場合

			公告日	評価単位	評価
		過去1年間			
ケース①	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日		60単位／年	加点する
ケース②	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日		60単位／年	加点する
ケース③	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日		0単位／年	加点しない
ケース④	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日		0単位／年	加点しない
ケース⑤	証明期間：2年間 取得単位：120単位	証明書発行日		60単位／年	加点する
ケース⑥	証明期間：1年間3ヶ月 取得単位：80単位	証明書発行日		40単位／年	加点しない

ケース⑥の証明期間が1年間3ヶ月の証明書は、2年間の証明書として評価する。

・建設系CPDプログラム：構成団体のCPD制度概要

(五十音順) 令和7年3月現在

NO.	学協会名称	推奨獲得 CPD単位(／年)	有無	CPD証明書 内容	継続教育学習制度	HPアドレス
1	(公社) 空調調和・衛生工学会	50	有	単位数・時期	建築設備士研修(CPD)制度	http://www.afnag.org/
2	(一財) 建設業振興基金	12	有	単位数・時期・明細	建設施工管理CPD制度	http://www.mshk.or.jp/
3	(一社) 建設コンサルタンツ協会	50	有	単位数・時期	建設コンサルタンツ協会CPD制度	http://www.jcsa.or.jp/
4	(一社) 交通工学研究会	50 (200/4年)	有	単位数・時期	TOP/TOE資格制度	http://www.jtrc.or.jp/
5	(公社) 地盤工学会	50	有	単位数・時期	G-CPD制度	http://www.jgsa.or.jp/
6	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20	有	単位数・時期・明細	JAFEE森林分野CPD制度	http://www.jafee.or.jp/
7	(公社) 全国上下水道コンサルタンツ協	50	有	単位数・時期	上下水道技術者CPD	http://www.jubts.or.jp/
8	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20	有	単位数・時期	設計CPD	http://www.mshk.or.jp/
9	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	有	単位数・時期・明細	継続学習制度(CPD)	http://www.jstc.or.jp/
10	(一社) 全日本建設技術協会	25	有	単位数・時期・明細	全建CPD(継続教育)制度	http://www.janet.or.jp/
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	地質・土質関連CPD制度	http://www.geo-netting.or.jp/
12	(公社) 土木学会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	土木学会継続教育(CPD)制度	http://www.civil.or.jp/
13	(一社) 日本環境アセスメント協会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	J E A S - C P D 制度	http://www.jeas.or.jp/
14	(公社) 日本技術士会	50 (150/3年)	有	単位数・時期	技術士CPD	http://www.engineer.or.jp/
15	(公社) 日本建築士会連合会	12	有	単位数・時期・明細	建築士会継続能力開発(CPD)制度	http://www.janet.or.jp/
16	(公社) 日本コンクリート工学会	推奨なし	有	単位数・時期・明細	(登録を受け付けていない)	http://www.jcc.or.jp/
17	(公社) 日本造園学会	50	有	単位数・時期	造園CPD(継続教育)	http://www.jdn.or.jp/
18	(公社) 日本都市計画学会	50	有	単位数・時期	都市計画CPD	http://www.jupl.or.jp/
19	(公社) 農業農村工学会	50	有	単位数・時期	農業土木技術者継続教育(CPD)	http://www.janet.or.jp/

・建築CPD(継続能力／職能開発)情報提供制度

団体名	推奨時間数	継続教育学習制度	HPアドレス
(公社) 日本建築士会連合会		建築士会継続能力開発(CPD)制度	http://www.janet.or.jp/
(一社) 日本建築士事務所協会連合会		(登録を受け付けていない)	http://www.jtcc.or.jp/
(公社) 日本建築家協会		継続職能研修(CPD)制度	http://www.jba.or.jp/
(一社) 日本建設業連合会		(登録を受け付けていない)	http://www.jcsa.or.jp/
(一社) 日本建築学会		日本建築学会「能力開発学習制度」(JAC-CPD)	http://www.janet.or.jp/
建築設備士関係団体CPD協議会の参加団体	12認定時間／年		
(公社) 空調調和・衛生工学会、(一社) 建築設備技術者協会、(一社) 電気設備学会、(一社) 日本設備設計事務所協会、(公財) 建築技術教育普及センター		建築設備士研修(CPD)制度	http://www.afnag.org/
(一社) 日本建築構造技術者協会		建築設備士CPD(継続職能開発)	http://www.jabts.or.jp/
(一財) 建設業振興基金		建築士・建築設備士CPD(建築設備・電気関係)	http://www.mshk.or.jp/
(公財) 建築技術教育普及センター		建設施工管理技士CPD制度	http://www.mshk.or.jp/
		建築CPD情報提供制度	http://www.janet.or.jp/

※推奨獲得CPD単位・時間数については、最新の情報を確認すること。

(公社) 日本建築士会連合会から認定された講習会を受けることを認められた(一社) 山梨県管工事協会が(公社) 日本建築士会連合会の単位認定の講習を受講し12単位(1年間)

を取得した場合、評価対象とする。

※個別事項4

山梨県各部署で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づく、施工プロセスは次のとおりとする。

1 施工プロセス

建設現場における生産性向上のため、下記に掲げる①から⑤の全ての施工プロセスでICT施工技術を活用することをICT活用工事(標準実施型)とし、②④⑤の施工プロセスを義務付けながら、①③の施工プロセスについて、受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事をICT活用工事(簡易型)とする。ただし、国土交通省が定める「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」における最新の要領に施工プロセスの該当がない場合は、当該プロセスの実施は必要ないものとする。

- 3次元起工測量
- 3次元設計データ作成
- ICT建設機械による施工
- 3次元出来形管理等の施工管理
- 3次元データの納品

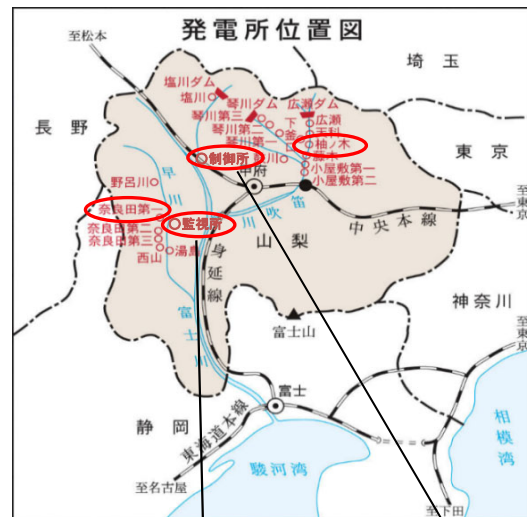
参考＜同種工事の範囲＞

2013コリンズ工種、工法・型式一覧

1 道路工事	道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、コンクリート構造物工事、道路付属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事等
2 河川・砂防工事	築堤工事、護岸工事、根固・水制工事、床止工事(落差工、帯工)、堰(頭首工を含む)、水門工事、樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、治山ダム工事、流路工事、山腹工事、用排水路工事、畑地かんがい工事等

機 関 等	内 訳
山梨県	(企業局を含む)
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人	
市町村	
公営企業等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む)
事業団	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

企・電気課-25-0009 発電総合制御所 監視制御システム更新工事(継続)



【工事名】
発電総合制御所 監視制御システム更新工事(継続)

【工事場所】
甲斐市竜王新町地内外

【工事概要】

発電総合制御所 監視制御サーバ等更新	1式
発電総合制御所 データ中継装置等更新	1式
発電総合制御所 総合監視盤・監視制御操作卓更新	1式
奈良田第一発電所 伝送中継盤等更新	1式
笛吹川水系発電管理事務所 伝送中継盤等更新	1式
取水口監視所監視制御システム等連携	1式

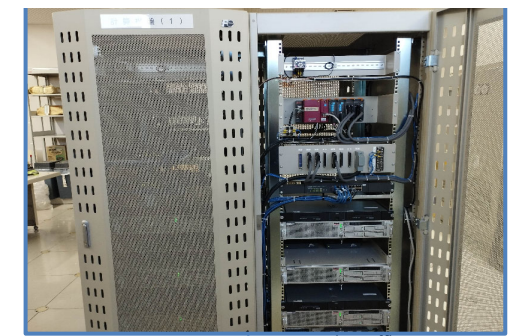
【工期】
令和7年7月9日～令和10年3月15日

【予定価格】
915,079,000 円(税込)

データ中継装置等更新

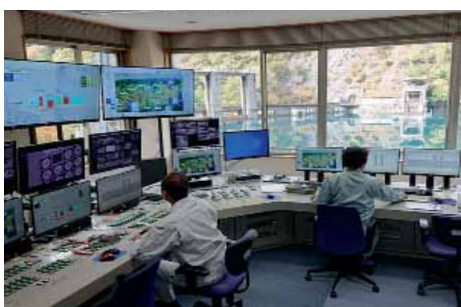


監視制御サーバ等更新



【発電総合制御所3F】

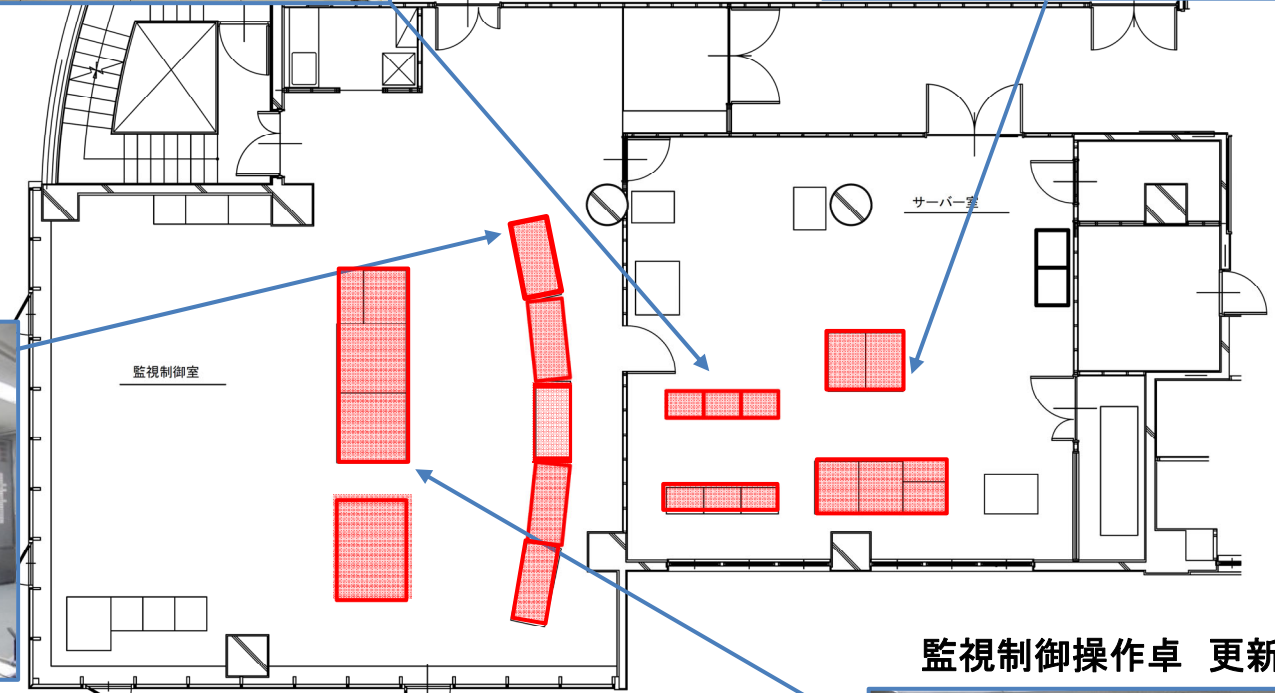
【取水口監視所】



【発電総合制御所】

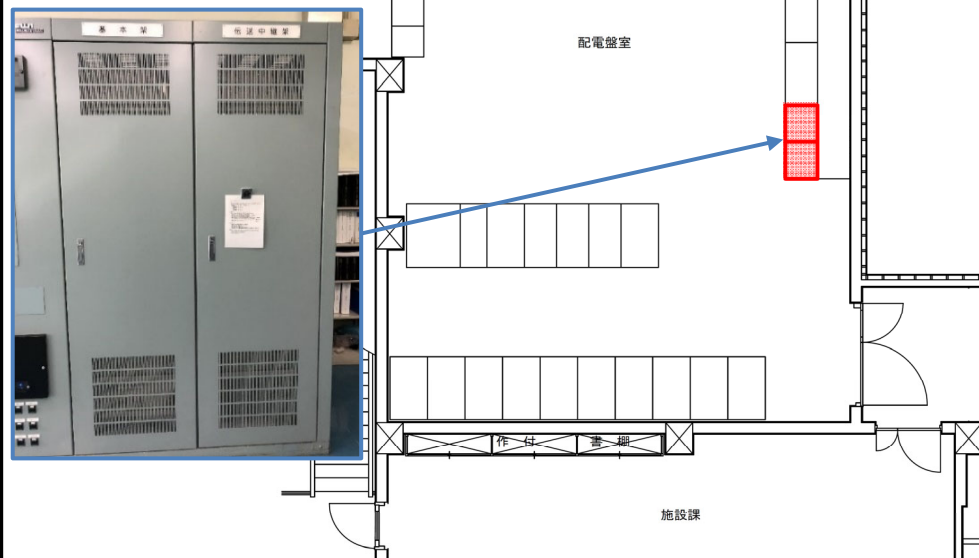


総合監視盤 更新

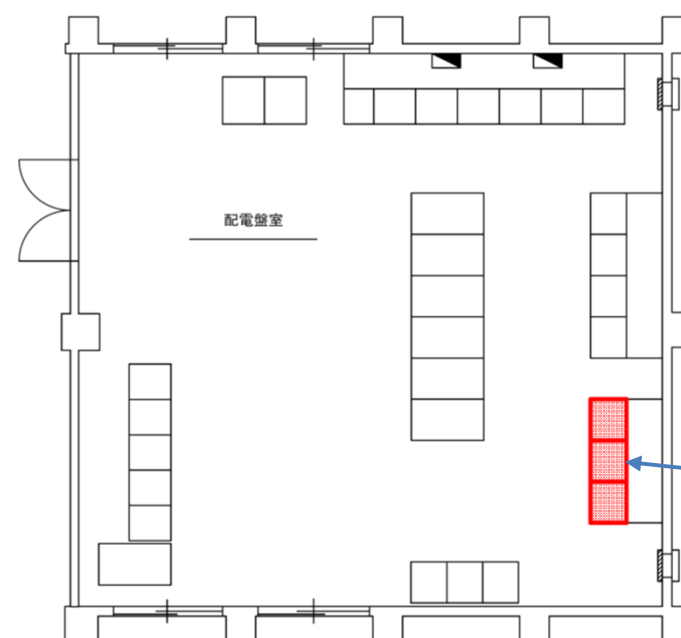


【奈良田第一発電所2F・配電盤室】

奈良田第一発電所
伝送中継盤等更新



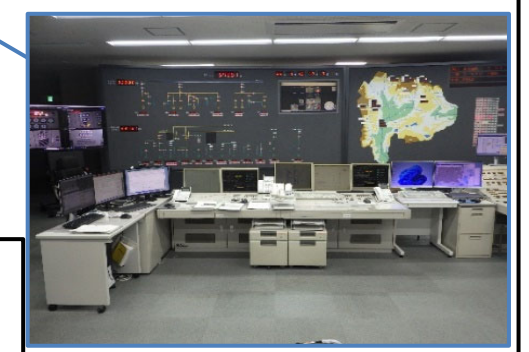
【笛吹川水系発電管理事務所1F・配電盤室】



笛吹川水系発電管理事務所
伝送中継盤等更新



監視制御操作卓 更新



抽 出 事 案 説 明 書

部局名 企業局

担当課（事務所）名 石和温泉管理事務所

入札方式	通常指名競争入札
工事名	中央監視システム（中継盤外）更新工事
契約番号	石和温管理-25-0004
工事概要	・ 東系統中継盤更新 1 面 ・ 西系統中継盤更新 1 面 ・ 受湯室中継盤内機器更新 1 面 ・ 監視用表示装置更新 1 台 ・ 無停電電源装置更新 1 台 ・ 試験・調整 1 式 予定価格 5, 7 0 9, 0 0 0 円（消費税含む）
発注等級区分	機器設置・なし
指名業者数	5 者
指名業者を選定した考え方の説明 （指名人選定理由書を添付）	選考における優先順位 業者状態が正常で納税状況が完納の業者は県内で 1 6 1 者である。 1. 1 6 1 者のうち本店所在地が山梨県内である 9 者を選定 2. この 9 者のうち当該工事を施工する能力のある 6 者を選定 3. 最後に工事現場に近い者から 5 者を選定した。
入札の経緯及び結果の説明 （入札経過（結果）の添付）	入札参加者は 4 者であり、このうち入札額の最も低い業者を落札者とした。 落札率 9 4 . 4 1 %

指 名 人 選 定 理 由 書

「山梨県建設工事等入札合理化対策要綱」第5（等級別発注区分）及び「山梨県建設工事等指名選定要領」第3条の指名基準に基づき、「山梨県建設工事入札参加有資格者名簿」に登載された者の中から次により選定した。

- ① 入札・契約番号： 石和温管理-25-0004
- ② 対 象 工 事 名： 中央監視システム（中継盤外）更新工事
- ③ 工 事 場 所： 笛吹市 石和町地内
- ④ 予 定 価 格： 5,709,000 円
- ⑤ 工 種： 機械器具設置工事
- ⑥ 格 付： なし
- ⑦ 入 札 日： 令和7年8月18日 ～ 令和7年8月19日
- ⑧ 選 定 理 由

上記工種および格付に該当する資格を有する業者数は、161社であるところ、次の条件により業者を選定すると5社となる。

(1)

- 業者業務区分：建設工事
- 工事許可業種：機器設置
- 入札参加資格申請業種：機器設置
- 業者所在地：本店所在地：山梨県
- 業者状態：正常
- 納税状況：完納業者のみ
- 電子認証（ＩＣカード）の登録状況：登録業者のみ

絞り込み過程説明資料

業者名称	市町村名	等級	総合数値 又は総合 評定値	1 地理的 条件	2 手持ち 工事の状 況	3 受注の 状況	4 工事施 工につい ての技術 者の状況	5 当該工 事につい ての技術 的適性	6 工事等 の経歴	その他の 理由1	その他の 理由2	指名	備 考
(株)サクセン山梨	甲府市			○					○			○	
(株)メイキョー	甲府市			○					○			○	
(株)渡辺工業所	甲府市			○					○			○	
小山電機工業(株)	甲府市			○					○			○	
(株)伸電工業	甲斐市			○					○			○	
(株)中部	中央市								○				
飯田鉄工(株)	笛吹市												
(株)モチ技研	甲府市												
(有)入倉鉄工所	富士川町												
				5					6			5	

指名人選定理由書により絞り込んだ対象 9者のうち

1. 1の地理的条件を有する工事現場に近い業者 5者
2. 6の項目の工事等の経歴から当該工事を施工する能力のある業者 6者

入札経過（結果）

入札関連情報

[一覧選択に戻る](#)

ヒント

契約番号（工事番号） 石和温管理-25-0004
入札結果決定日時 令和 7年 8月20日 11時29分
工事名称 中央監視システム（中継盤外）更新工事
履行場所 笛吹市 石和町地内
履行期間 令和 7年 8月28日-令和 8年 2月28日
予定価格（税込み） 5,709,000 円
入札書比較価格（税抜き） 5,190,000 円
最低制限価格（税抜き） 4,556,599 円
入札方式 指名競争入札
入札結果 落札決定
落札業者名 小山電機工業（株）
決定額（税込み） 落札された入札価格＋消費税（契約後に契約内容で公表）
選定理由等 [予定価格積算内訳（公表用設計書）\(2025000717900002file101.lzh\)](#)
[指名入選定理由\(isawa_25-0004.pdf\)](#)

No.	入札業者名	第 1 回入札	
1	小山電機工業（株）	4,900,000 円	 落札
2	（株）伸電工業	5,050,000 円	
3	（株）サクセン山梨	5,060,000 円	
4	（株）渡辺工業所	5,160,000 円	
5	（株）メイキョー		 辞退

備考

<注意事項>

- ・各業者の入札価格は、税抜きの価格です。
- ・入札価格が空欄の業者は入札に参加しなかった業者です。
- ・総合評価方式以外の入札において、落札金額より低い価格の入札は最低制限価格未満であり、落札者としていません。
- ・履行期間については予定期間であり、入開札の状況により変更になる場合があります。
- ・一般競争入札で参加資格を開札後に確認する事後審査型については、落札候補者のみ参加資格を確認しております。詳しくは、選定理由等に添付されている「審査整理表」をご確認ください。

[契約内容へ](#)[質問一覧へ](#)

石和温管理-25-0004 中央監視システム（中継盤外）更新工事

【工事場所】

笛吹市石和町地内

【工事概要】

- 東系統中継盤更新 1面
- 西系統中継盤更新 1面
- 受湯室中継盤内機器更新 1面
- 監視用表示装置更新 1台
- 無停電電源装置更新 1台
- 試験・調整 1式

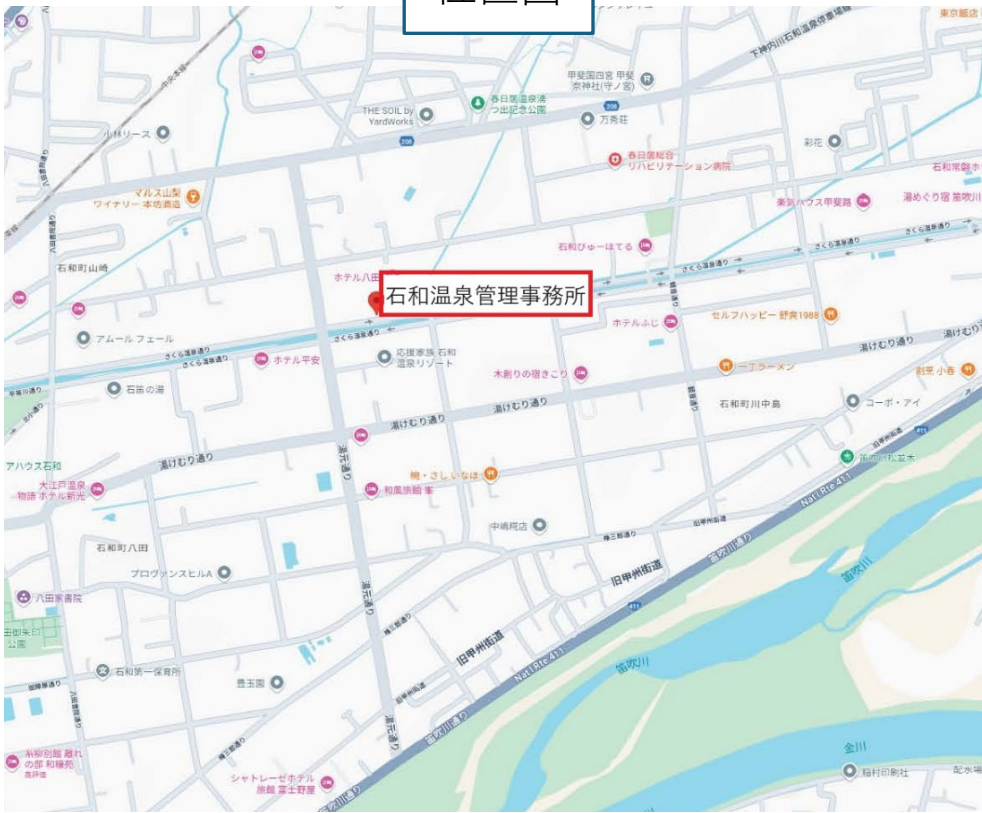
【工事費】

5,709,000円(税込み)

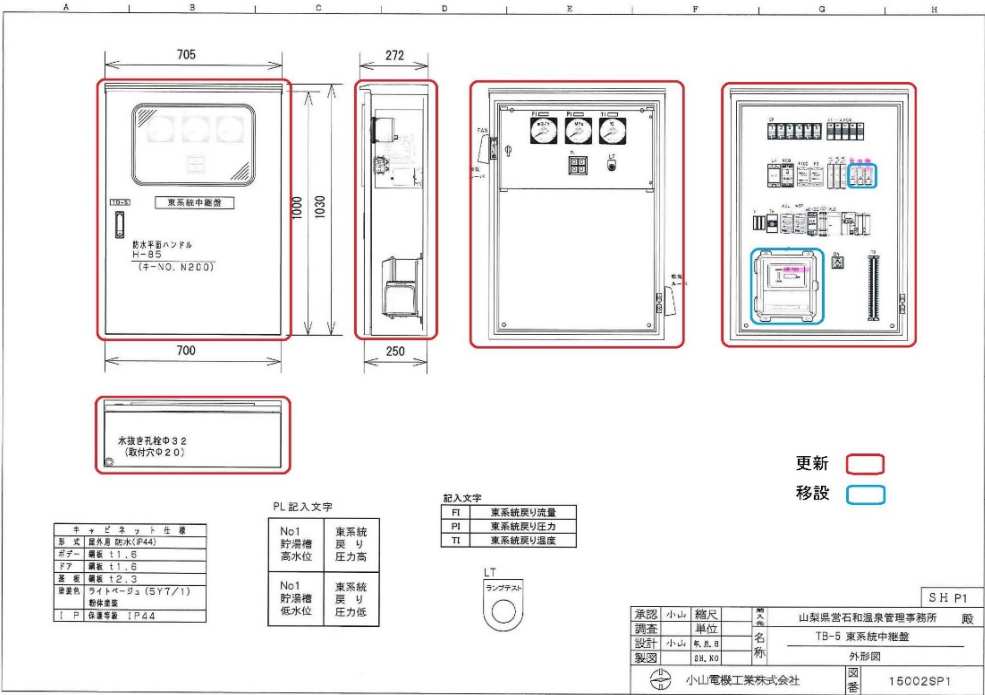
【工期】

令和7年8月28日 ~ 令和8年2月28日

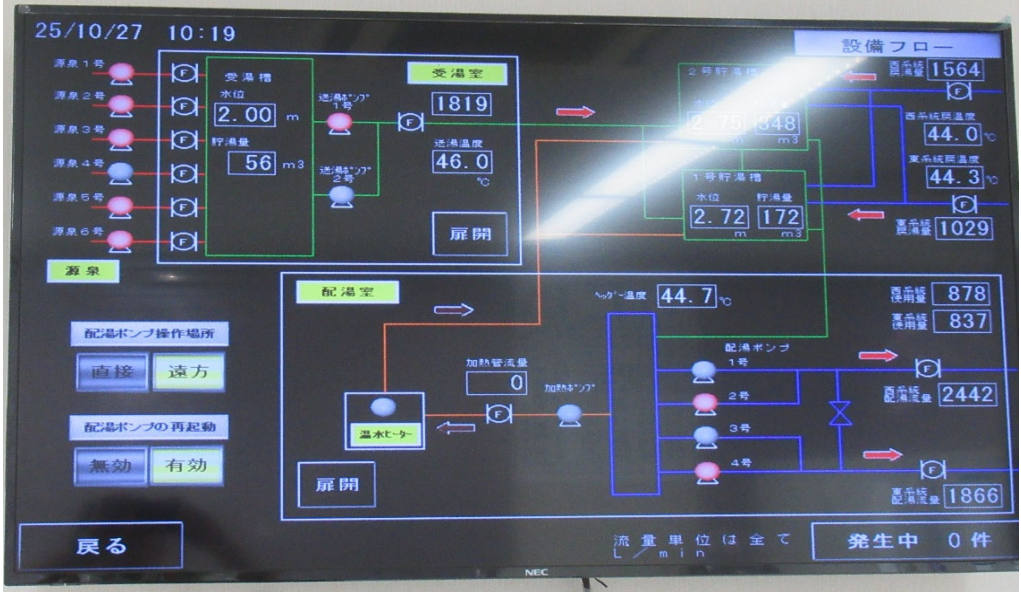
位置図



中継盤外観図



写真



業者位置図

